

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県松本市

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び松本市が行政措置として実施する任意予防接種及び、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種を実施するとともに、予防接種の実施に係る事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報の主務省令に定める次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種履歴の管理・保管、他市区町村への照会・提供に係る事務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る事務 ・医療機関での予防接種の実費の徴収、委託料の支払いに係る事務 ・対象者への接種勧奨に係る業務 ・予防接種の健康被害救済の支給に関する事務 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレット等に搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14項、126項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 3 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供の根拠】 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) 【情報照会の根拠】 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれている項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松本市健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松本市健康福祉部健康づくり課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3217
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松本市健康福祉部健康づくり課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3217
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務従事職員への研修、パスワード管理の徹底を実施している。	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	古畑 崇子	塚田 雅宏	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康づくり課長 塚田 雅宏	健康づくり課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)が改正されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年3月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 健康づくり課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3232】	松本市健康福祉部健康づくり課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3217	事後	電話番号変更
令和3年3月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	しきい値判断日変更
令和3年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法に基づく、対象者把握や予防接種結果の管理等に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び松本市が行政措置として実施する任意 予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務	事後	
令和3年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事後	
令和3年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	予防接種台帳ファイル	事後	
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	しきい値判断日変更
令和3年10月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び松本市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務	1 定期及び任意予防接種事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び松本市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
令和3年10月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
令和3年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項番号 法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)		新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の電子交付
令和7年7月1日	I-1 ②事務の概要	1 定期及び任意予防接種事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく 定期予防接種及び松本市が行政措置として実 施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の 支払い等の事務を行う。 特定個人情報には次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関 する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を 行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書 の交付を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期 予防接種及び松本市が行政措置として実施す る任意予防接種及び、新型インフルエンザ等 対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基 づく予防接種を実施するとともに、予防接種の 実施に係る事務を行う。また、また、当該予防 接種に起因する健康被害に対する給付を行 う。 特定個人情報は主務省令に定める次の事務 に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種履歴の管理・保管、他市区町村へ の照会・提供に係る事務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る事務 ・医療機関での予防接種の実費の徴収、委託 料の支払いに係る事務 ・対象者への接種勧奨に係る業務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関 する事務	事後	・法改正及び新型コロナウイ ルス感染症対策に係る予防 接種事務終了に伴う修正 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法に関する事務を 合わせて記載
令和7年7月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	1 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第 1項 別表の14項、126項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2 3 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	・法改正及び新型コロナウイ ルス感染症対策に係る予防 接種事務終了に伴う修正 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法に関する事務を 合わせて記載
令和7年7月1日	I-4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の 3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の 2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、17、 18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、 第13条、第 13条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供の根拠】 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市 町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個 人情報)に「予防接種法による予防接種」又は 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の 項) 【情報照会の根拠】 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市 町村長」が含まれている項のうち、第2欄(事 務)に「予防接種法による予防接種」又は「新 型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の 項)	事後	・法改正及び新型コロナウイ ルス感染症対策に係る予防 接種事務終了に伴う修正 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法に関する事務を 合わせて記載
令和7年7月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	・法改正及び新型コロナウイ ルス感染症対策に係る予防 接種事務終了に伴う修正 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法に関する事務を 合わせて記載
令和7年7月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	項目追加	事後	・法改正及び新型コロナウイ ルス感染症対策に係る予防 接種事務終了に伴う修正 ・新型インフルエンザ等対策 特別措置法に関する事務を 合わせて記載
令和8年10月1日	全項目		予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事務 の追加	事前	・改正予防接種法による予防 接種記録のデジタル化に伴う 追加